

令和5年度奈良県保育士等実態調査等業務委託企画提案説明書

1 目的

奈良県内の保育所、認定こども園及び地域型保育事業所等（以下「保育関係事業所」という。）において勤務する保育士等について、その給与実態、労働条件、仕事のやりがい・不満等を調査・分析することのほか、保育士養成施設に在学している学生について、将来の進路希望等について調査・分析することにより、保育士等の実態の正確な把握と、処遇改善・職場定着に向けた有効な支援方策の検討につなげることを目的として本業務を実施するものである。

2 業務概要

(1) 業務名

令和5年度奈良県保育士等実態調査等業務

(2) 業務内容

令和5年度奈良県保育士等実態調査等業務委託仕様書に記載のとおり。

(3) 委託料上限額

金 9,498,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 契約期間

契約日から令和6年3月8日

3 参加資格

公募型企画提案の公告の2に記載のとおり。

4 提出書類

企画提案に参加を希望する事業者は、次の書類を作成して提出すること。なお、責任の所在を明確にする観点から、共同提案は受け付けないものとする。

(1) 企画提案参加申込書類

①参加申込書（様式1） 1部

②事業者の概要（様式2） 1部

(2) 企画提案書類

①企画提案書（様式3） 8部（正本1部、副本7部）

企画提案書類の作成については、後記8の「企画提案書の作成等について」を参照のこと。ただし、副本については提案事業者名が判別できる記載や用紙の使用を行わないこと。

②業務実績（様式4） 8部

本件業務と同種・類似の業務の平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年分の実績について、業務名、内容を記載すること。

5 企画提案参加申込書の提出

(1) 提出期限

令和 5 年 6 月 12 日（月） 午後 5 時（必着）

(2) 提出方法及び提出先

持参または郵送により、後記 13 の「書類等提出先・問い合わせ先」に提出すること。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前 9 時から午後 5 時までの受付とする。郵送する場合は、電話により郵送した旨の連絡をするとともに、提出先である奈良県庁に提出書類が配達された日時が証明できる方法によること。なお、いかなる事情であっても期限を過ぎた書類は受け付けない。また、提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに県まで連絡するとともに、書面により通知すること。

(3) 提出書類

前記 4 の(1)で示す書類

6 企画提案にかかる質問及び回答

(1) 質問受付期限

令和 5 年 6 月 2 日（金） 午後 5 時

(2) 質問方法

質問票（様式 5）により後記 13 の「書類等提出先・問い合わせ先」にメールにより提出すること。

※送信後、電話により送信した旨を連絡すること。

FAX、電話、来訪等による質問は受け付けない。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を妨げるおそれのあるものを除き、質問者の氏名等をふせて、「奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局奈良っ子はぐくみ課ホームページ」上にて公開する。

7 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和 5 年 6 月 16 日（金） 午後 5 時（必着）

(2) 提出方法及び提出先

持参または郵送により、後記 13 の「書類等提出先・問い合わせ先」に提出すること。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前 9 時から午後 5 時までの受付とする。郵送による場合は、電話により郵送した旨の連絡をするとともに、提出先である奈良県庁に提出書類が配達された日時が証明できる方法によること。なお、いかなる事情であっても期限を過ぎた書類は受け付けない。また、提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに県まで連絡するとともに、書面により通知すること。

(3) 提出書類

前記 4 の(2)で示す書類及び後記 8 の「企画提案書の作成等について」で示す書類

8 企画提案書の作成等について

企画提案書は、以下のとおり作成すること。なお、各項目に定める内容を提案するにあたり、貴社が有する知見・ノウハウの有効性及び優位性並びに本業務における理解度についての記述を盛り込むこと。

(1) 提案内容

①職員給与実態分析

保育士の給与実態を的確に把握するため、どのような考え方をもって情報を整理し、調査・分析等を行うのかについて具体的に提案すること。公立/私立の別、保育所/認定こども園等の別などに応じて、調査・分析等の取組み内容が異なる場合は、合わせて提案を行うこと。

また、中間報告に向けたサンプル選定に関する考え方を示すこと。

②保育士、保育関係事業所アンケート調査

平成 25 年度に実施した「奈良県保育士実態調査」に準ずる調査項目を基礎としつつも、より効果的な調査項目・調査方法とするための工夫について、具体的に提案すること。その際、中間報告も見据える中で、どのような調査項目の設定にしているかについても提案すること。

また、昨今の社会情勢を鑑み、新たに追加すべき調査項目についても、合わせて提案すること。その際、これまでの実績に基づく知見やノウハウを活かしたものを根拠にしていることが望ましい。

アンケート調査を行うにあたり、回収率を高めるための具体的な取組み内容を提案すること。

③保育士志望学生、保育士養成施設アンケート調査

学生及び養成施設から有意な回答が得られるよう、効果的な調査項目・調査手法及び対象とする施設について具体的に提案すること。ただし、提案時点で対象予定施設との交渉・調整は不要である。

アンケート調査を行うにあたり、回収率を高めるための具体的な取組み内容を提案すること。

④有識者検討会

調査の実施、結果の分析を通じて、今後の課題を抽出するとともに、実現可能な施策提案を行うための有識者検討会となるよう、人選及びその考え方を具体的に提案すること。（人選については、受託者の企画・提案を踏まえ、県と協議の上最終決定する。）

また、有識者検討会を運営するにあたり、県との役割分担を明示し、どのような運営を行うかについて、具体的に提案すること。

⑤報告書等

中間報告について、報告内容及び短期間で報告をまとめるための工夫を提案すること。

処遇改善加算制度等の理解促進ツールについて、実務担当者の業務遂行の参考となるような平易かつ内容が充実したものとするための提案を行うこと。

最終報告書について、構成及び報告内容を具体的に提案すること。その際、報告書イメージ（サンプルでも可）を合わせて提案することが望ましい。

⑥業務遂行能力

調査準備・回収、分析、有識者検討会の運営から報告書完成に至るまでのスケジュール及び人員体制について具体的に提案すること。

⑦調査対象となった個人の個人情報の保護に関する体制・手法等を具体的に提案すること。

⑧見積額について

契約の履行に要する経費の内訳(調査、分析、有識者検討会、報告書作成費等)を含めた見積書を作成すること。

(2) 様式、提出部数等

①企画提案書類の用紙は、原則としてA 4 版とし、上記(1)の項目に沿って作成すること。なお、ページ数の制限は設けないが、概ね 40 ページまでに収まることを想定している。

②企画提案書類は、簡潔かつ明瞭に記載すること。

③企画提案書類の提出部数 8 部（正本 1 部、副本 7 部）

9 企画提案書の審査及び結果の発表

(1) 審査方法

別に定める奈良県保育士等実態調査等業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）が別添の審査項目に基づき、評価点方式による順位付けを行い、総得点の 6 割以上を獲得した者のうち、最高点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。

提案者が 1 団体のみであった場合は、審査を行わずその旨を別途通知する。なお、公募型企画提案の参加者の募集についてはその内容又は発注方法を見直した上で再度公告するものとする。

(2) プレゼンテーション

令和 5 年 6 月 20 日（火）または 21 日（水）のうち、県が指定する日時にプレゼンテーションを行うこと。詳細については、別途通知する。

(3) 審査結果の通知

審査の結果については、選定後速やかに、各提案者あて書面にて通知する。

(4) 審査結果について

審査結果に対する異議申し立ては認めない。

10 契約の不締結

本委託業務の契約の相手方の選定後、契約締結までの間に、選定を受けた者について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 上記(3)及び(4)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記(6)に該当する場合を除く。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

11 契約の解除

契約締結後であっても、契約の相手方が10の(1)から(8)までのいずれかに該当すると認められる場合、提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合又は正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合、契約を解除し委託契約の相手方を変更することがある。

また契約を解除した場合は、変更前の委託契約の相手方は、損害賠償を納付しなければならない。

12 その他

(1) 提出書類の返却

提出されたすべての書類の返却は行わない。ただし、この企画提案に係る審査以外には使用しない。

(2) 提案書類の追加、修正等

一旦提出された提出書類の差し替え及び追加、削除は、原則として認めないものとする。

(3) 提案にかかる費用負担

提出書類の作成、提出等に要する費用は、提案者の負担とする。

(4) 企画提案の無効

企画提案が次に掲げる場合に該当するときは無効とする。

- ① 前記 3 に掲げる参加資格のない者が企画提案書を提出した場合。
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合。
- ③ 提出された提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、県の定めた期日までにその補正に応じない場合。
- ④ 一以上の審査項目についての記載がなかった場合。
- ⑤ 委託料上限額を超える見積書が提出された場合。
- ⑥ プレゼンテーションに参加しなかった場合。
- ⑦ その他不正な行為があった場合。

(5) 選定された受託事業者は、本件業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ県の承認を受けた場合は、業務の一部を委託し、又は請け負わせることができる。

(6) 企画提案書は、提案者に無断で使用することはない。

(7) 企画提案書等は、奈良県情報公開条例（平成 13 年 3 月奈良県条例第 38 号）に基づき開示する場合がある。

(8) 企画提案書等は、審査に必要な範囲内で複製を作成することがある。

(9) その他定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに個人情報の保護に関する法律及び奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例、奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

13 書類等提出先・問い合わせ先

奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局奈良っ子はぐくみ課保育係

住所：〒630-8501 奈良市登大路町 30 奈良県庁 3 階

電話：0742-27-8604

メール：hagukumi@office.pref.nara.lg.jp